

令和元年 第6回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年6月26日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第6回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 7号 空き家に付随する農地指定申請について
- 日程第13 議案第 8号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて

1 出席委員 (24名)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1番 三浦正勝委員、 | 2番 大黒昭夫委員、 |
| 3番 阿部一信委員、 | 4番 吉田優俊委員、 |
| 5番 岩淵敬一委員、 | 6番 佐竹きみ子委員、 |
| 7番 狩野善典委員、 | 8番 大場裕之委員、 |
| 9番 曾根金雄委員、 | 10番 千葉優子委員、 |
| 11番 鈴木春江委員、 | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | 16番 菅原英俊委員、 |
| 17番 岩渕弘委員、 | 18番 佐々木弘委員、 |
| 19番 佐藤勝委員、 | 20番 狩野和義委員、 |
| 21番 秋山憲義委員、 | 22番 米山嘉彦委員、 |
| 23番 黒澤光啓会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則会長 |

2 欠席委員 (0名)

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭	仁	
事務局長補佐	阿	部	泰	憲
農地農政係主幹兼係長	藤	広	実	
農地農政係 主 査	千	葉	美	香
農地農政係 主 事	千	葉	和	哉
農地農政係 主 事	菅	原	佑	太

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。
只今から、令和元年第6回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

遅刻の通告があります。

議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため遅刻する旨の通告があります。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、議席番号7番 狩野 善典委員の両名を指名いたします。

議長 (会長)

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、5月30日から6月26日までの事務・事業実施結果並びに6月27日から7月30日までの事務・事業予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から9番までの9案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 5, 853㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番及び3番は関連で、築館地区の田1筆 1, 017㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号4番は、築館地区の田1筆 1, 012㎡、耕作者変更のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、築館地区の田28筆 26, 693㎡、耕作者変更のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、一迫地区の田7筆 5, 163㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、瀬峰地区の田5筆 5, 121㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号8番は、瀬峰地区の田14筆 11,995㎡、
番号9番は、瀬峰地区の田3筆 3,810㎡、畑2筆 2,730㎡、合計 6,540㎡、いずれも、耕作者の変更のためによる農地中間管理事業の貸借権設定解約の2案件、
以上、9案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。
第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田23筆 25,543㎡、双方合意による親子間の農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から12番までの12案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 325㎡、労力不足による親子間の所有権移転贈与の1案件、
番号2番は、高清水地区の田4筆 2,345㎡、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、
番号3番は、一迫地区の田2筆 4,821㎡、経営規模拡大による貸借権設定の1案件
番号4番は、一迫地区の田5筆 2,582㎡の内2,567.81㎡、

番号5番は、一迫地区の田1筆 2, 344㎡の内2, 330.59㎡、
番号6番は、一迫地区の田1筆 5, 793㎡の内5, 775.45㎡、
番号7番は、一迫地区の田1筆 3, 074㎡の内3, 059.33㎡、いずれも農地
法第5条許可の関連案件で、営農型太陽光発電施設の下部で新規営農を行うための地上権
設定の4案件、

番号8番は、一迫地区の田5筆 2, 582㎡、

番号9番は、一迫地区の田1筆 2, 344㎡、

番号10番は、一迫地区の田1筆 5, 793㎡、

番号11番は、一迫地区の田1筆 3, 074㎡、いずれも農地法第5条許可の関連案
件で、営農型太陽光発電施設を設置するための区分地上権設定の4案件、

番号12番は、瀬峰地区の他5筆 5, 121㎡、相手方の要望による所有権移転売買
の1案件

以上、12案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る6月20日、議席番号20番 狩野 和義 委員、農地利用最適化推進委員
の佐々木 栄夫 委員及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、そ
の結果の報告をお願いします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請について、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、2番、3番及び12番は、事務局から説明があったとおりであり、親子間の
贈与、経営規模拡大による贈与及び賃貸借権、相手方の要望による売買となっており、許
可にあたっては、許可審査要件であります全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、
特に問題ないものと判断してまいりました。

番号4番から11番までは、営農型太陽光発電設備を新設するに当たり、新規営農を行
うための地上権設定や区分地上権設定であり、隣接地とも同意を得ているとのことであり
ますので、特に問題はないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

4番から11番の案件で、(株)サンファームミヤギは、農業を営む農業生産法人ということであるが、定款はどうなっているのか。また、所有者自らが太陽光発電施設を行わないで、貸さなければならないのか、この場所を選定した理由について伺いたい。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

(株)サンファームミヤギの定款には、農産物の生産・加工・販売を行う内容があり、農業を営むことができる株式会社であります。また、所有者自らが太陽光発電設備を行わない理由については、所有者自らの資金力の問題と考えております。さらに、この場所を選定した理由については、(株)サンファームミヤギの周辺で土地を探し、生産管理を行う上で作業性がある場所を選定したということであります。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

(株)サンファームミヤギの農業設備の保有状況及び構成員はどうなっているのか伺う。

議長（会長）

暫時休憩します。

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。

はい、事務局説明。

事務局

(株)サンファームミヤギは、平成31年1月4日に農産物の生産・加工・販売を行うことができる株式会社を設立し、法人登記の役員に関する事項には、農業者3人の名前が記載されておりますので、当初は、農業者所有の農業機械等で作業を行っていくことになると思います。

議長（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号13番から15番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号13番は、若柳地区の田1筆 310㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号14番は、若柳地区の田15筆 13,521㎡、畑 707㎡、合計 14,228㎡、農業後継者への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号15番は、若柳地区の田8筆 37,449㎡、畑2筆 1,255㎡、合計 38,704㎡、農業後継者への経営継承による使用貸借権設定の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る6月21日、議席番号11番 鈴木 春江 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 ゆり 委員 及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。

11番 鈴木 春江 委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、書類審査を行いましたので報告します。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足による売買や親子間の経営継承による贈与、使用貸借権となっており、許可にあたっては、特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号16番及び17番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号16番は、栗駒地区の田1筆 1, 270㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号17番は、新規就農にかかる市外者取得の案件で、花山地区の畑11筆 40, 676㎡、農業経営を開始するためによる所有権移転贈与の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る6月21日、議席番号15番 佐々木 吉司 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員 及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

書類審査及び現地確認を行ってまいりましたので、報告します。

番号16番は、遠隔地居住者が財産処分を行うための所有権移転売買、

番号17番は、農業経営を開始するための市外者取得の案件となっており、現地を確認しますと、現在誰も住んでいない住宅の周辺に存する草地でありました。今回の贈与は、今現在誰も住んでいない住宅も一緒に贈与されるということですので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から17番までの17案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から17番までの17案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長（会長）

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑2筆 1, 256㎡、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、宅地及び一級河川に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

現地調査を行ってまいりましたので、報告します。

今回の案件は、既に太陽光発電設備が設置されている近接地の畑に設置するものであり、現地は、一部畑として利用されているものの、周りに与える影響もないものと確認してきました。許可にあたっては、特に問題はないと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時45分まで休憩とします。

(休憩 午後 2時30分から 2時45分まで)

議長（会長）

休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時45分)

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から9番までの9案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 508㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 567㎡、いずれも同一事業案件で、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、自営する建設業の資材、仮設設備置場を造成す

るものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積の不許可の例外規定で取り扱う旨の2案件、

番号3番は、高清水地区の田1筆 406㎡、所有権移転贈与により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 2,368㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、河川、原野に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号5番は、一迫地区の畑1筆 537㎡、所有権移転贈与により父から譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号6番は、一迫地区の田5筆 2,582㎡の内14.19㎡、

番号7番は、一迫地区の田1筆 2,344㎡の内13.41㎡、

番号8番は、一迫地区の田1筆 5,793㎡の内17.55㎡、

番号9番は、一迫地区の田1筆 3,074㎡の内14.67㎡、いずれも、地上権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、上部で営農型太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり（下部ではブルーベリーの作付け）、農地区分は、農用地区域に該当するが、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用である旨の4案件、

以上、9案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 狩野 和義 委員から報告願います。

20番 狩野 和義 委員

議案第3号、農地法第5条許可申請について、書類審査及び現地調査を行ってきましたので報告します。

内容については、事務局から説明があったとおりであり、

番号1番及び2番は同一事業案件で、業務用地が手狭になったことから、既存事業用地の隣接地に事業用地を拡張するものであり、現地は、何も作付けされていない転作田となっております。

番号3番は、実家の隣接地を親戚からの贈与により住宅を建築するものであり、現地を見ますと、牧草の転作田ではありましたが、土盛り等が必要な土地であり、もう既に測量も完了しておりました。

番号4番は、売買により太陽光発電設備を設置するものであり、現地は、ここ数年来何も作付けされていない休耕田で、柳の木も見受けられました。今後、隣接地との境界確定

を行われるものと思われます。

番号5番は、実家の隣接地を父からの贈与により住宅を建築するものであり、現地を見ますと、宅地と一体化された畑であり、一部に野菜の作付けも見受けられましたが、隣接地の方からも同意を得ているとのことでありました。以上のことから、番号1番から5番までは、特に問題はないものと判断しました。

番号6番から9番までは、地上権設定により借り受け、上部では営農型太陽光発電設備を設置し、下部ではブルーベリーを栽培する計画であります。番号6番の現地は、周囲の田より一段高い転作田、また、番号7番から9番までは、現在、稲を作付けして田であり、特に9番は、一等農地のど真ん中にある田でありました。今回の申請は、農用地区域内に設置できる営農型太陽光発電設備画での申請となっておりますが、現地確認後において、周囲の地権者から説明がない旨のお話しも聞いております。このことから、農地法上では、営農型太陽光発電設備の設置は認められているものの、慎重な審議が必要ではないかと感じましたので、報告といたします。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号1番及び2番の説明で、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積の不許可の例外規定で取り扱う旨との説明があったが、2分の1以内の規定は無くなったのか、お聞きしたい。

また、6番から9番の案件で、事務局からは、周辺地から同意を得ているとの説明であったが、現地確認報告を聞くと、説明が無い旨の報告となっている。その辺の違いについてお聞きしたい。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

番号1番・2番に係る敷地面積不許可の例外規定の取扱いについては、現在も2分の1以内の拡張ということありますので、ご理解をお願いします。

また、6番から9番までの隣接者の同意については、申請人からは、同意を得ているとの説明でありましたが、同意書の添付は、未だに提出されていないことから、再度確認し、同意書添付の上で県に進達することとにしたいと考えております。

議長（会長）

暫時休憩します。

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

栗原市農業委員会として、営農型太陽光発電設備設置に関しては、判断する基準を定めることとし、周辺農地の所有者からの同意書を必ず添付すること、さらには、毎年現地確認をすることとしてはいかがか、皆さんからの意見を伺いたい。

—「賛成」の声—

議長（会長）

賛成との声でありますので、営農型太陽光発電設備の申請に関しては、周辺農地の営農に支障をきたす恐れがある場合には、必ず周辺農地所有者の同意書を添付することとし、また、農業委員会でも毎年、現地確認を行うこととします。

なお、今回の番号6番から9番までの許可については、同意書が提出された以後、県に進達することとします。

他に、質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から14番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区番号10番は、金成地区の畑1筆 202㎡、所有権移転贈与により親戚から譲り受け、その他業務用地として転用し、鑑賞用樹木であるバラを植樹するものであり、農

地区分は、宅地、山林に囲まれた生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号11番は、金成地区の田1筆 579㎡、法人代表者の個人所有地を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、会社事務所隣接地に駐車場及び資材置場を造成するものであり、農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の公益的施設がある第3種農地である旨の1案件、

番号12番及び13番は同一事業案件で

番号12番は、志波姫地区の畑2筆 1,422㎡の内 547㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するもの、

番号13番は、志波姫地区の畑1筆 419㎡の内 91㎡、所有権移転売買により譲り受け、居宅までの進入路を造成するものであり、農地区分は、12番13番いずれも、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の2案件、

番号14番は、志波姫地区の畑1筆 481㎡、使用賃貸借権設定により妻の父から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第3号について、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

内容については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、

番号10番は、山林と住宅に囲まれた傾斜地の畑で、一部に栗の木が植えられておりましたが、バラを植樹し観賞用庭園として使用するもの、

番号11番は、何も作付けされていない自分の転作田を会社の事業用地として使用するもの、

番号12番及び13番は、集落に接する畑を住宅用地及び進入路として使用するもので、特に13番は、住宅までの通路として使用するための分筆も行われておりました。

番号14番も、集落に接続する何も作付けされていない畑を住宅用地として使用するもので、いずれも、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件、番号10番から14番までの5案件、併せて10案件は、原案を可とすることに、番号6番から9番までの4案件は、隣接者の同意書の添付を得た上で原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件、番号10番から14番までの5案件、併せて10案件は、原案を可とすることに、番号6番から9番までの4案件は、隣接者の同意書の添付を得た上で原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号3番の1案件を審議します。

議席番号20番 狩野 和義 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（20番 狩野 和義 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号3番は、一迫地区の田3筆 6, 378㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号3番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号3番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号20番 狩野 和義 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（20番 狩野 和義 委員 入席）

議長（会長）

会議を再開します。

次に、第1区の番号1番及び2番の2案件、番号4番及び5番の2案件、併せて4案件

を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田15筆 15, 055㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田7筆 5, 163㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の田1筆 10, 990㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田4筆 6, 705㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から10番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田3筆 1, 291㎡、畑1筆 539㎡、合計1, 830㎡、所有権移転売買である旨の1案件

番号7番は、志波姫地区の田4筆 11, 998㎡、

番号8番は、志波姫地区の田1筆 2, 727㎡、

番号9番は、志波姫地区の田2筆 2, 782㎡、畑1筆 237㎡、合計 3, 019㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号10番は、志波姫地区の田4筆 3, 615㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番及び12番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号11番は、鶯沢地区の田15筆 18,023㎡、

番号12番は、鶯沢地区の田6筆 11,440㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番及び2番の2案件、番号4番から12番までの9案件、併せて11案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番及び2番の2案件、番号4番から12番までの9案件、併せて11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

農地利用配分計画全ての案件の貸人は、農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号1番関連で、築館地区の田15筆 15,055㎡、

番号2番は、農地法第18条第6項合意解約の番号4番関連で、築館地区の田1筆 1,012㎡、

番号3番は、農地法第18条第6項合意解約の番号5番関連で、築館地区の田28筆 26,693㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号4番は、農地法第18条第6項合意解約の番号9番関連で、瀬峰地区の田3筆 3,810㎡、畑2筆 2,730㎡、合計 6,540㎡、

番号5番は、農地法第18条第6項合意解約の番号8番関連で、瀬峰地区の田10筆 8,684㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号6番は、農地法第18条第6項合意解約の番号8番関連で、瀬峰地区の田4筆 3,311㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、6案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番及び8番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、農用地利用集積計画の番号11番関連で、鶯沢地区の田15筆 18,023㎡、

番号8番は、農用地利用集積計画の番号12番関連で、鶯沢地区の田6筆 11,440㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑1筆 87㎡、願出地は、道路買収で農地が分断されてから耕作しておらず、平成8年ごろより、隣地に居住する方の臨時駐車場として利用し現在に至っているものであり、今後、農地としての復旧が見込まれないことから、雑種地への地目変更を願った旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

議案第6号、非農地証明願について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告

いたします。

申請地は、平成8年ごろから隣地に居住する方の臨時駐車場として、碎石を施している農地でありました。また、申請人も、遠隔地居住にて管理もできないとのことであり、農地への復元は難しいものと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

今回の案件は、非農地証明願として提案されておりますが、転用許可案件としても捉えられる案件であると思います。それらの基準について、どのように捕らえているのかお聞かせ願いたい。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

今回の申請は、本人の申出により平成8年ごろから農地として利用しておらず、非農地証明願が提出されたものであり、事務局としては、目的のある事業計画であれば、転用許可申請の指導を行っているところであります。

議長（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長）

日程第12、議案第7号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の田1筆 438㎡、畑1筆 338㎡、合計 776㎡、願出地は、令和元年6月25日付けで栗原市空き家情報登録制度に登録された物件に付随する農地であり、当農業委員会が定めた空き家に付属した別段面積の指定について、申請があった旨の1案件を説明

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

現地確認調査を行っていきましましたので、報告いたします。

只今、事務局から説明があったとおり、昨日付けで空き家バンクに登録された案件で、現地は、空き家に隣接する農地となっており、指定については、5年後までの利用計画書なども提出されているとのことであります。

以上のことから、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1 番 三浦 正勝 委員

申請人は、今回指定申請のあった農地以外に、農地を所有しているか、参考のために伺いたい。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

申請人は、以前、栗駒地区に在住していた方であり、今回申請された空き家に付属する農地以外の農地については、売買や贈与により財産処分しておりますので、今回申請された農地だけとなっております。

議長（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案のとおり指定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案のとおり指定することに決しました。

議長（会長）

日程第13、議案第8号、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて、を議題とします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第8号は、農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の事務状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないことになっているので、審議いただくものであります。

公表の内容としては、Ⅰ農業委員会の状況、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価、Ⅴ違反転用への適正な対応、Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷ事務の実施状況の公表等であり、平成30年度の目標及び活動の点検・評価と令和元年度の目標及び活動の計画について、別紙資料に基づき詳細に説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

実績評価の農地所有適格化法人からの報告への対応において、報告書を提出しなかった農地所有適格法人が4法人となっているが、今現在の状況及び指導体制はどうなっているのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

実績評価の4法人については、平成31年3月31日現在の数値であり、現在は、3法人から提出をいただき、残り1法人が未提出となっております。未提出の1法人については、今後も催促しながら提出を求めてまいりますので、ご理解をお願いします。

議長（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定されました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第6回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 4時10分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員